

(法第五条第三号の国土交通省令で定めるもの等)
第三条の二 法第五条第三号に規定する許可を受けようとする者の親会社等は、次に掲げる者とする。

一 許可を受けようとする者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者

二 許可を受けようとする者（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）の資本金の二分の一を超える額を出資している者

三 許可を受けようとする者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

四 法第五条第三号の国土交通省令で定める許可を受けようとする者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

五 許可を受けようとする者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所持している者

六 許可を受けようとする者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の二分の一を超える額を出資している者

七 超える額を出資している者

八 事業の方針の決定に関する許可を受けようとする者の親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

九 法第五条第三号の国土交通省令で定める許可を受けようとする者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一〇 事業の方針の決定に関する許可を受けようとする者の親会社等の支配力が前二号に掲げる者と認められる者

一一 許可を受けようとする者（持分会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者

一二 許可を受けようとする者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の二分の一を超える額を出資している者

一三 事業の方針の決定に関する許可を受けようとする者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所持している者

一四 事業の方針の決定に関する許可を受けようとする者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の二分の一を超える額を出資している者

一五 事業の方針の決定に関する許可を受けようとする者の親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

一六 法第五条第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する法人は、許可を受けようとする者と認められる者

一七 法第五条第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する法人は、許可を受けようとする者と認められる者

一八 法第五条第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する法人は、許可を受けようとする者と認められる者

一九 法第五条第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する法人は、許可を受けようとする者と認められる者

二〇 法第五条第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する法人は、許可を受けようとする者と認められる者

二一 法第五条第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する法人は、許可を受けようとする者と認められる者

二二 法第五条第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する法人は、許可を受けようとする者と認められる者

二三 法第五条第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する法人は、許可を受けようとする者と認められる者

二四 法第五条第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する法人は、許可を受けようとする者と認められる者

二五 法第五条第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する法人は、許可を受けようとする者と認められる者

二六 法第五条第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する法人は、許可を受けようとする者と認められる者

二七 法第五条第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する法人は、許可を受けようとする者と認められる者

二八 法第五条第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する法人は、許可を受けようとする者と認められる者

二九 法第五条第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する法人は、許可を受けようとする者と認められる者

三〇 法第五条第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する法人は、許可を受けようとする者と認められる者

三一 法第五条第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する法人は、許可を受けようとする者と認められる者

三二 法第五条第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する法人は、許可を受けようとする者と認められる者

三三 法第五条第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する法人は、許可を受けようとする者と認められる者

三四 法第五条第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する法人は、許可を受けようとする者と認められる者

三五 法第五条第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する法人は、許可を受けようとする者と認められる者

三六 法第五条第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する法人は、許可を受けようとする者と認められる者

- 第四条** 法第七条第六項の国土交通省令で定める事業計画の変更是、次のとおりとする。
 一 緊急調整地域における営業所に配置する事業用自動車の数の合計数の増加
 二 緊急調整区間を全部又は一部とする運行系統の設定
 三 緊急調整区間を全部又は一部とする運行系統に係る最大の運行回数の増加
 (緊急調整措置)
- 第五条** 法第九条第一項の規定により事業計画の変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更認可申請書を提出しなければならない。
 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 二 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）
 三 変更を必要とする理由
- 第六条** 法第九条第三項の事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更是、次のとおりとする。
 一 前項の申請書には、第三条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるもの添付しなければならない。
 二 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更（当該変更後の事業計画が法第九条第二項において準用する法第六条各号に掲げる基準に適合しないおそれがある場合を除く。）
 三 各営業所に配置する運行車の数の変更（事業計画の変更の届出）
- 第七条** 法第九条第三項の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更是、次のとおりとする。
 一 前項の事業計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更事項の届出書を提出しなければならない。
 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 三 変更を必要とする理由
 四 前項の届出書には、第三条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

- 第三条の四** 国土交通大臣は、法第六十条第四項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。
 (輸送の安全の審査)
- 第三条の五** 法第五条の規定による許可の申請が法第六条第一号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる事項に関する審査するものとする。
 一 事業用自動車の運行管理の体制
 二 乗務員等の休憩又は睡眠のための施設
 三 事業用自動車の点検及び整備の体制
 四 前各号に掲げるもののほか、輸送の安全を確保するために必要な事項
- 第三条の六** 法第六条第一号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 一 事業用自動車の種別ごとの数
 二 自動車庫の規模
 三 営業所の規模
 四 前各号に掲げるもののほか、事業を継続して遂行するために必要な事項
 (事業の遂行能力の審査)
- 第三条の六** 國土交通大臣は、法第三条の規定による許可の申請が法第六条第三号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる事項に関する審査するものとする。

- 三 合併又は分割の方法及び条件
四 合併又は分割の予定期日
五 合併又は分割を必要とする理由
- 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し
 - 二 合併又は分割の方法及び条件の説明書
 - 三 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般貨物自動車運送事業を承継する法人が現に一般貨物自動車運送事業を経営していない場合にあっては、第三条第六号又は第七号及び第九号に掲げる書類（相続人の事業継続の認可の申請）
 - 四 法第三十一条第一項の規定により相続による一般貨物自動車運送事業の継続の認可を申請しようとする相続人は、次に掲げる事項を記載した事業の継続認可申請書を提出しなければならない。
 - 一 氏名及び住所並びに被相続人との続柄
 - 二 被相続人の氏名及び住所
 - 三 相続の開始の日
- 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 申請者と被相続人との続柄を証する書類
 - 二 申請者が現に一般貨物自動車運送事業を経営していない場合にあっては、第三条第八号イ及びハ並びに第九号に掲げる書類
 - 三 申請者以外に相続人がある場合にあっては、当該一般貨物自動車運送事業を申請者が継続して経営することに対する当該申請者以外の相続人の同意書
- （事業の休止及び廃止の届出）
- 第二十条 法第三十二条の規定により一般貨物自動車運送事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業の休止（廃止）届出書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 休止又は廃止の日
 - 三 休止の届出の場合にあっては、休止の予定期間
 - 四 休止又は廃止を必要とした理由
- 第三章 特定貨物自動車運送事業
- （事業計画）
- 第二十一条 法第三十五条第二項第三号の事業計画には、第二条第一項第一号、第二号、第四号から第六号まで及び第八号並びに同条第三項に掲げる事項並びに各営業所に配置する事業用自動車の数（自動運行貨物運送を行おうとする場合にあっては、各営業所に配置する事業用自動車の数に加え、当該事業用自動車のうち当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の数）を記載しなければならない。（輸送の安全の審査）
- 第二十二条の二 第三条の四の規定は、法第三十五条第一項の許可の申請が同条第三項第一号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する場合について準用する。（法第三十五条第三項第一号の国土交通省令で定める事項）
- 第二十二条の三 法第三十五条第三項第一号の国土交通省令で定める事項は、第三条の五各号に掲げるものとする。（事業の遂行能力の審査）
- 第二十二条の四 第三条の六の規定は、法第三十五条第一項の許可の申請が同条第三項第三号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する場合について準用する。（添付書類）
- 第二十二条 法第三十五条第四項において準用する法第四条第三項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- 一 第三条第一号から第三号の三まで、第五号及び第六号（口を除く。）、第七号又は第八号（イを除く。）並びに第九号に掲げる書類（事業計画の変更の認可の申請）
- 第二十三条 第五条の規定は、法第三十五条第六項において準用する法第九条第一項の規定による特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可の申請について準用する。（事業計画の変更の届出）
- 第二十四条 法第三十五条第六項において準用する法第九条第三項の事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更は、各営業所に配置する事業用自動車の数の変更（自動運行貨物運送を行おうとする場合は、当該事業用自動車のうち当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の数の変更を含む。）とする。
- 第二十五条 法第三十五条第六項において準用する法第九条第三項の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次のとおりとする。
- 2 第六条第二項及び第三項の規定は、前項の事業計画の変更の届出について準用する。
 - 2 第二十五条の二 法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準は、第十四条各号に掲げるものとする。（事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続を省略）
 - 2 第七条第二項及び第三項の規定は、前項の事業計画の変更の届出について準用する。（法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準）
- 第二十六条 輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託の許可を申請しようとする特定貨物自動車運送事業者は、これに伴つて事業計画を変更しようとするときは、当該許可の申請書に事業計画について変更しようとする事項を記載した書類（新旧の対照を明示すること。）及び第二十二条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付することにより、当該事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続を省略することができる。（第二十七条から第二十九条まで 削除）
- （輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可の申請）
- 第二十七条 第十六条第一項の規定は、法第三十五条第六項において準用する法第二十九条第一項の規定によりその委託及び受託の許可を受けなければならない輸送の安全に関する業務の管理について準用する。
- 2 第十六条第二項及び第三項の規定は、法第三十五条第六項において準用する法第二十九条第一項の規定による輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託の許可の申請について準用する。この場合において、第十六条第三項第三号中「一般貨物自動車運送事業」とあるのは「一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業」と、「第三条第六号（口を除く。）」、「第七号又は第八号（イを除く。）」と読み替えるものとする。（事業の休止及び廃止の届出）
- 第二十八条 第二十条の規定は、法第三十五条第六項において準用する法第三十二条の規定による特定貨物自動車運送事業の休止又は廃止の届出について準用する。（事業の譲受けの届出等）
- 第二十九条 第十七条（第一項第二号及び第二項第二号を除く。）の規定は、法第三十五条第八項の規定による特定貨物自動車運送事業の譲受けの届出について準用する。この場合において、第十七条第二項第三号中「一般貨物自動車運送事業」とあるのは「一般貨物運送事業又は特定貨物自動車運送事業」と、「第三条第六号、第七号又は第八号」とあるのは「第三条第六号（口を除く。）」又は第八号（イを除く。）と読み替えるものとする。

- 2 第三十九条の規定は、法第三十五条第八項の規定による特定貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の届出について準用する。この場合において、第十八条第二項第三号中「第三条第六号又は第七号」とあるのは、「第三条第六号（口を除く。）」と読み替えるものとする。
- 3 前項の届出をしようとする者は、届出書に当該法人の設立、合併又は分割に係る登記事項証明書を添付しなければならない。
- 4 第十九条の規定は、法第三十五条第八項の規定による相続による特定貨物自動車運送事業の継続の届出について準用する。この場合において、第十九条第二項第二号中「一般貨物自動車運送事業」とあるのは、「一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業」と、「第三条第八号及びハ」とあるのは、「第三条第八号ハ」と読み替えるものとする。
- 第四章 貨物軽自動車運送事業**
- (事業の届出)
- 第三十三条 法第三十六条第一項前段の規定により貨物軽自動車運送事業の経営の届出をしようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した貨物軽自動車運送事業經營届出書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業の開始の予定日
- 三 次に掲げる事項を記載した事業計画
- イ 主たる事務所の名称及び位置
- ロ 営業所の名称及び位置
- ハ 各営業所に配置する事業用自動車の種別（靈きゅう自動車、普通自動車（二輪の自動車を除く。）又は二輪の自動車の別をいう。以下この号において同じ。）及び事業用自動車の種別ごとの数
- ニ 自動運行貨物運送を行おうとする場合にあっては、当該自動運行貨物運送に係るハに掲げる事項
- ホ 自動車車庫の位置及び収容能力
- ヘ 乗務員等の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力
- 四 運送約款
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 第三条第一号に掲げる書類
- 二 自動運行貨物運送を行おうとする場合にあっては、当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類
- 三 特定自動運行貨物運送を行おうとする場合にあっては、当該特定自動運行貨物運送に係る道路交通法第七十五条の十二第二項に規定する申請書の写しその他の同条第一項の許可の見込みに関する書類
- 3 法第三十六条第一項後段の規定により届出事項を変更しようとする者は、次に掲げる事項を記載した貨物軽自動車運送事業經營変更届出書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）
- 三 変更の予定日
- 四 変更を必要とする理由
- 4 前項の届出書には、第二項に掲げる書類のうち届出事項の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。
- 5 国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、貨物軽自動車運送事業の経営の届出をしようとする者が標準運送約款と同一の運送約款を定めたときは、第一項の貨物軽自動車運送事業經營届出書に記載することとされている事項のうち同項第四号に係るものについては、同項の規定にかかわらず、記載を省略することができ、貨物軽自動車運送事業者が現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更した

ときは、第三項の規定にかかわらず、同項の貨物軽自動車運送事業經營変更届出書の提出があつたものとみなす。

(法第三十六条第二項において準用する法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準) 第三十三条の二 法第三十六条第二項において準用する法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準は、第十四条各号に掲げるものとする。

(事業の廃止の届出等)

第三十四条 法第三十六条第三項の規定により貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡し又は分割の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した貨物軽自動車運送事業廃止届出書、貨物軽自動車運送事業譲渡届出書又は貨物軽自動車運送事業分割届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 法第三十六条第四項の規定により合併による貨物軽自動車運送事業者たる法人の消滅の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した貨物軽自動車運送事業者合併消滅届出書を提出しなければならない。

一 氏名及び住所

二 消滅した法人の名称、住所及び代表者の氏名

三 法人の消滅の日

3 法第三十六条第五項の規定により貨物軽自動車運送事業者の死亡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した貨物軽自動車運送事業者死亡届出書を提出しなければならない。

一 氏名及び住所並びに被相続人との続柄

二 被相続人の死亡の日

第五章 特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用

(特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用)

第三十五条 法第三十七条第三項において準用する法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準は、第十四条各号に掲げるものとする。

(特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用)

2 第十六条第一項の規定は、法第三十七条第三項において準用する法第二十九条第一項の規定によりその委託及び受託の許可を受けなければならない輸送の安全に関する業務の管理について準用する。

3 第十六条第二項及び第三項の規定は、法第三十七条第三項において準用する法第二十九条第一項の規定による輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託の許可の申請について準用する。この場合において、第十六条第三項第三号中「第三条第六号、第七号又は第八号」とあるのは、「貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第十九条第一項第四号、第五号又は第六号」と読み替えるものとする。

第六章 貨物自動車運送適正化事業実施機関

(地方実施機関の指定の申請)

第三十六条 法第三十八条第一項の規定により地方実施機関の指定を申請しようとする法人は、次に掲げる事項を記載した地方実施機関指定申請書を提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 指定に係る区域

三 事務所の所在地

四 地方適正化事業の開始の予定日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 最近の事業年度における貸借対照表

三 役員の名簿及び履歴書

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五 組織及び運営に関する事項を記載した書類
(適正化事業指導員)

第三十七条 地方実施機関は、法第三十九条第一号及び第二号に掲げる業務（以下「適正化事業指導業務」という。）を行わせるため、適正化事業指導員を選任しなければならない。

2 地方実施機関は、適正化事業指導員に対し、別記様式による身分を示す証明書を交付しなければならない。

3 適正化事業指導員は、適正化事業指導業務を行うに当たつては、前項の証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（地方適正化事業に係る事業計画等）

第三十八条 地方実施機関及び全国実施機関は、毎事業年度、次の各号に掲げる書類を作成し、当該各号に掲げるところにより地方実施機関にあつては地方運輸局長に、全国実施機関にあつては国土交通大臣に提出しなければならない。

1 地方適正化事業及び全国適正化事業に係る事業計画及び収支予算 当該事業年度の開始日の十五日前までに（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）

2 地方適正化事業又は全国適正化事業に係る事業報告書及び収支決算書 当該事業年度の終了後二月以内に

第三十九条 地方実施機関は、地方適正化事業の運営について、地方運輸局長と密接に連絡するものとする。

2 地方運輸局長は、地方実施機関に対し、地方適正化事業の円滑な運営に必要な指導及び助言を行うものとする。

第四十条 第三十六条（第一項第二号を除く。）及び前条の規定は、全国実施機関について準用する。この場合において、第三十六条第一項中「法第三十八条第一項」とあるのは「法第四十三条」（全国実施機関の指定の申請等）と、前条中「地方運輸局長」とあるのは「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

第七章 雜則

第四十一条 削除

（権限の委任）
法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。

第四十二条 法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。
一 法第三条の許可（特別積合せ貨物運送をする場合であつて、申請に係る運行系統のうちに二以上の地方運輸局長の管轄区域にわたり、かつ、その起点から終点までの距離が百キロメートル以上であるものが含まれるときを除く。）

二 削除
三 法第九条第一項の認可（運行系統に係るものであつて、申請に係る運行系統のうちに二以上

の地方運輸局長の管轄区域にわたり、既存の運行系統と重複する部分がある運行系統にあつては、その重複する部分以外の部分が二以上の地方運輸局長の管轄区域にわたり、かつ、その起点から終点までの距離（当該運行系統が既存の運行系統と重複する部分があるときは、その重複する部分に係る距離を除く。）が百キロメートル以上であるものが含まれるときを除く。）

四 削除
五 法第十条第一項の認可

六 法第十六条第一項の規定による届出の受理（特別積合せ貨物運送であつて、当該届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものを除く。）

七 法第十六条第三項の命令（特別積合せ貨物運送であつて、当該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るもの）を除く。）

八 法第十六条第五項の規定による届出の受理（特別積合せ貨物運送であつて、当該届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るもの）を除く。）

九 法第十六条第七項の命令（特別積合せ貨物運送であつて、当該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るもの）を除く。）

十 法第十八条第三項の規定による運行管理者資格者証の交付

十一 法第十九条第一項の規定による運行管理者資格者証の交付

十二 法第二十条の命令

十三 削除

十四 削除

十五 削除

十六 法第二十九条第一項の許可（特別積合せ貨物運送であつて、申請に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るもの）を除く。）

十七 法第三十条第一項及び第二項並びに法第三十一条第一項の認可（特別積合せ貨物運送であつて、申請に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るもの）を除く。）

十八 法第三十二条の規定による届出の受理

十九 法第三十三条の規定による事業の停止の命令又は許可の取消し（特別積合せ貨物運送であつて、当該命令又は許可の取消しに係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るもの）を除く。）

二十 法第三十三条第一項及び第二項並びに法第三十一一条第一項の認可（特別積合せ貨物運送であつて、申請に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るもの）を除く。）

二十一 法第三十四条第一項の命令（国土交通大臣が行つた事業の停止の命令に係るもの）を除く。）

二十二 法第三十四条第一項の規定による自動車検査証の返納の受理及び自動車登録番号標の領置

二十三 法第三十四条第二項の規定による自動車検査証及び自動車登録番号標の返付

二十四 特定貨物自動車運送事業に関する権限（第三項第二号から第四号まで及び第七号並びに第四項並びに附則第六条第一項に規定するもの並びに法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の規定による届出の受理を除く。）

二十五 貨物軽自動車運送事業に関する権限（第四項及び附則第六条第二項に規定するものを除く。）

二十六 特定第二種貨物利用運送事業者に関する権限（第三項第二号から第四号まで及び法第三十七条第三項において準用する法第二十四条の規定による届出の受理を除く。）

二十七 地方実施機関に関する権限（法第三十八条第一項の規定による区域の設定を除く。）

二十八 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの（運輸監理部長と運輸支局长又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたらるもの及び貨物自動車利用運送に関するものを除く。）及び貨物軽自動車運送事業に関するものは、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

二十九 法第九条第一項の認可（次に掲げるものを除く。）及び同条第三項の規定による届出の受理

三十 特別積合せ貨物運送に係るかの別の変更に関するもの

三十一 自動車車庫の位置及び収容能力の変更に関するもの（特別積合せ貨物運送に係るものに限る。）

ホ セ貨物運送に係るものに限る。)	乗務員等の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力の変更に関するもの（特別積合 せ貨物運送に係るものに限る。）
へ 運行系統の変更に関するもの	
二 法第十八条第三項の規定による届出の受理	法第三十二条の規定による事業の休止の届出の受理
三 法第三十四条第一項の規定による自動車検査証の返納の受理及び自動車登録番号標の領置	法第三十四条第二項の規定による自動車検査証及び自動車登録番号標の返付
四 特定貨物自動車運送事業に関する前各号に掲げる権限に相当する権限	特定貨物自動車運送事業に関する前各号に掲げる権限に相当する権限
五 法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。	法第八条第一項の命令
六 特定第二种貨物利用運送事業者に関する第二号、第四号及び第五号に掲げる権限に相当する権限	法第二十三条の命令（法第十六条第一項、第四項若しくは第六項の規定又は安全管理規程を遵守していないため輸送の安全が確保されていないと認める場合に関するものにあっては、特別積合せ貨物運送であつて、当該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものに係るものを除く。）（法第三十五条第六項又は法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）
七 法第二十四条の二（法第三十五条第六項又は法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による情報の整理及び公表	法第二十四条の四第二項の命令（特別積合せ貨物運送であつて、当該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものに係るものを除く。）（法第三十五条第六項又は法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）
八 法第二十五条第四項の命令	法第二十六条の命令（特別積合せ貨物運送であつて、当該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものに係るものを除く。）
九 法第六十四条第一項の勧告（国土交通大臣が行つた法第三十三条の規定による処分に係るもの及び貨物軽自動車運送事業に関するものを除く。）及び当該勧告に係る法第六十四条第二項の意見の聴取	法第六十四条第一項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二項（地方実施機関に係る部分に限る。）、第四項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）及び第五項（地方実施機関に係る部分に限る。）に規定する国土交通大臣の権限並びに法第六十四条第一項の勧告（貨物軽自動車運送事業に関するものに限る。）及び当該勧告に係る同条第二項の意見の聴取は、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。
一〇 法第三十六条第二項において準用する法第二十三条及び法第二十四条の四第二項の命令、法第四十一条第一項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二項（地方実施機関に係る部分に限る。）、第四項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）及び第五項（地方実施機関に係る部分に限る。）に規定する国土交通大臣の権限並びに法第六十四条第一項の規定による通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。（届出）	（聴聞の方法の特例）
一一 法第四十条一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、貨物軽自動車運送事業者、特定第二種貨物利用運送事業者、地方実施機関及び全国実施機関は、次の各号に掲げる場合に該	（聴聞の方法の特例）

当することとなつたときは、その旨を当該各号に掲げる国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。	二 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合 当該一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長
三 休止していた一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を再開した場合 当該休止の届出を受理した運輸監理部長又は運輸支局長	三 休止していた一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を再開した場合 当該休止の届出を受理した運輸監理部長又は運輸支局長
四 法第八条第二項、法第二十三条（法第三十五条第六項、法第三十六条第二項及び法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、法第二十五条第四項又は法第二十六条の規定に基づく命令を実施した場合 当該命令を発した国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長	四 法第八条第二項、法第二十三条（法第三十五条第六項、法第三十六条第二項及び法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、法第二十五条第四項又は法第二十六条の規定に基づく命令を実施した場合 当該命令を発した国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長
五 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の氏名、名称又は住所に変更があつた場合 当該一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長	五 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の氏名、名称又は住所に変更があつた場合 当該一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長
六 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者たる法人であつて、役員又は社員に変更があつた場合 当該一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長	六 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者たる法人であつて、役員又は社員に変更があつた場合 当該一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長
七 特定貨物自動車運送事業の運送の需要者の氏名、名称、住所又は法人にあつては、その代表者の氏名に変更があつた場合 当該特定貨物自動車運送事業の許可をした地方運輸局長	七 特定貨物自動車運送事業の運送の需要者の氏名、名称、住所又は法人にあつては、その代表者の氏名に変更があつた場合 当該特定貨物自動車運送事業の許可をした地方運輸局長
八 地方実施機関又は全国実施機関の名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとする場合	八 地方実施機関又は全国実施機関の名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとする場合
九 地方実施機関が、第三十七条の規定により適正化事業指導員を選任した場合 地方運輸局長	九 地方実施機関が、第三十七条の規定により適正化事業指導員が、転任、退職その他の理由により適正化事業指導員でなくなつた場合 地方運輸局長
一〇 適正化事業指導員が、転任、退職その他の理由により適正化事業指導員でなくなつた場合 地方運輸局長	一〇 適正化事業指導員が、転任、退職その他の理由により適正化事業指導員でなくなつた場合 地方運輸局長
一一 前項の届出は、届出事由の発生した後遅滞なく（同項第六号に掲げる場合（代表権を有しない役員又は社員に変更があつた場合に限る。）にあつては前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに、同項第八号に掲げる場合にあつてはあらかじめ同項第九号及び第十号に掲げる場合にあつては十五日以内に）行わなければならぬ。	一一 前項の届出は、届出事由の発生した後遅滞なく（同項第六号に掲げる場合（代表権を有しない役員又は社員に変更があつた場合に限る。）にあつては前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに、同項第八号に掲げる場合にあつてはあらかじめ同項第九号及び第十号に掲げる場合にあつては十五日以内に）行わなければならぬ。
一二 届出事項	一二 届出事項
一三 届出事由の発生の日	一三 届出事由の発生の日
一四 第一項第十号に掲げる場合にあつては、適正化事業指導員でなくなつた理由	一四 第一項第十号に掲げる場合にあつては、適正化事業指導員でなくなつた理由
一五 第一項第五号又は第六号の届出書の提出については、第三項及び次条の規定にかかるわらず、貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令（平成七年運輸省令第三十七号）の定めるところによることができる。	一五 第一項第五号又は第六号の届出書の提出については、第三項及び次条の規定にかかるわらず、貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手續を定める省令（平成七年運輸省令第三十七号）の定めるところによることができる。
一六 地方運輸局長又は国土交通大臣は、第一項第八号の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。	一六 地方運輸局長又は国土交通大臣は、第一項第八号の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
一七 （書類の提出）	一七 （書類の提出）
一八 法及びこの省令の規定により地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長に提出すべき申請書又は届出書は、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長（当該事案が二以上の地方運輸局長、運輸監理部長又は二以上の運	一八 法及びこの省令の規定により地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長に提出すべき申請書又は届出書は、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長（当該事案が二以上の地方運輸局長、運輸監理部長又は二以上の運

輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事業の主として関する土地を管轄する地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。

2 法及びこの省令の規定により国土交通大臣又は地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書は、全国実施機関に関するものを除き、それぞれ当該事業の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（当該事業が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事業の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長）を経由して提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二年十二月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（一般路線貨物自動車運送事業に係る確認の申請）

第二条 法附則第二条第二項の確認を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した確認申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業計画（第二条第一項第一号、第四号及び第六号並びに第二項第二号及び第三号に掲げる事項に限る。）

2 前項の申請書には、第三条第一号、第五号及び第六号に掲げる書類を添付しなければならない。

（一般区域貨物自動車運送事業に係る届出）

第三条 法附則第三条第一項に掲げる者は、施行日から一年を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業計画（第二条第一項第四号及び第六号に掲げる事項に限る。）

2 前項の届出書には、第三条第五号に掲げる書類を添付しなければならない。

（路線を定める特定貨物自動車運送事業に係る確認の申請）

第四条 法附則第四条第二項の確認を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した確認申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業計画（第二条第一項第一号、第四号及び第六号に掲げる事項に限る。）

2 前項の申請書には、第三条第一号及び第五号に掲げる書類を添付しなければならない。

（事業区域を定める特定貨物自動車運送事業に係る届出）

第五条 法附則第五条第一項に掲げる者は、施行日から一年を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業計画（第二条第一項第四号及び第六号に掲げる事項に限る。）

2 前項の届出書には、第三条第五号に掲げる書類を添付しなければならない。

（権限の委任）

第六条 法附則第一条の二に規定する国土交通大臣の権限（貨物軽自動車運送事業に関するものを除く。）は、地方運輸局長も行うことができる。

2 法附則第一条の二に規定する国土交通大臣の権限（貨物軽自動車運送事業に関するものに限る。）は、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。

（軽車両等運送事業に係る届出）

第七条 この省令の施行の際現に法附則第十四条の規定による改正前の道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号。以下「旧法」という。）による軽車両等運送事業（軽自動車を使用するものに限る。）を經營する者は、施行日から一年を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を陸運支局長に提出しなければならない。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 法又は旧法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、法又はこの省令中相当する規定があるものは、法に規定するものを除き、法又はこの省令によりしたものとみなす。

（二輪の自動車を使用する貨物軽自動車運送事業に係る届出）

第八条 法附則第九条の規定により二輪の自動車を使用して貨物軽自動車運送事業を經營する者について法第三十六条の規定の適用が開始される日（平成四年十二月一日）から三十日以内に当該事業を開始しようとする者に対する第三十三条第一項の規定の適用については、同項中「当該事業の開始日の三日前まで」とあるのは「あらかじめ」とする。

（旧法に基づく処分、手続等の効力）

第九条 旧法又は旧法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、法又はこの省令中相当する規定があるものは、法に規定するものを除き、法又はこの省令によりしたものとみなす。

2 貨物自動車運送事業法の施行に伴う経過措置に関する政令（以下「経過措置政令」という。）第一条第一項の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる者が經營する当該許可に係る事業に関して貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）附則第四条の規定による改正前の道路運送法若しくは貨物運送取扱事業法附則第二条の規定による廃止前の通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）又はこれらの法律に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、法又はこの省令中相当する規定があるものは、経過措置政令に規定するものを除き、法又はこの省令によりしたものとみなす。

附 則 （平成四年一月二十日運輸省令第三三号）

この省令は、平成四年十二月一日から施行する。

附 則 （平成六年二月十五日運輸省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成六年三月二九日運輸省令第一〇号）抄

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 （平成六年九月三〇日運輸省令第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

（聴聞に関する規定の整備に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行前に運輸省令の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益处分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この省令による改正後の関係省令の相当規定により行われたものとみなす。

附 則 （平成七年三月二三日運輸省令第一四号）

この省令は、許可、認可等の整理及び合理化に関する法律第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定の施行の日（平成七年四月一日）から施行する。

附 則 （平成七年六月二三日運輸省令第三六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（附 則）（平成七年六月二三日運輸省令第三七号）抄

（施行期日）

附 則 （平成九年七月九日運輸省令第四七号）

この省令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律の施行の日（平成九年七月二十日）から施行する。

附 則 （平成一〇年三月一三日運輸省令第八号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 （平成一〇年六月一九日運輸省令第四一号）

（施行期日）

2 (経過措置)

第一条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法施行規則第四十二条第一号、第三号、第十
三号及び第十四号に掲げる处分であつて、この省令の施行前に運輸大臣に対してされた申請に係
るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年一一月二九日運輸省令第三九号) 抄

(施行期日) この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年三月一五日国土交通省令第三七号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号)

(施行期日) この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成一五年六月二八日国土交通省令第九八号)

(施行期日) この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書
その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、な
おこれを使用することができる。

附 則 (平成一五年一月二〇日国土交通省令第六号) 抄

(施行期日) この省令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成十五年四月一日) から
施行する。

附 則 (平成一七年三月七日国土交通省令第一二号) 抄

(施行期日) この省令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成十五年四月一日) から
施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成十五年四月一日) から
施行する。

附 則 (平成一八年七月一四日国土交通省令第七八号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、会社法の施行の日 (平成十八年五月一日) から施行する。
(経過措置)

第一条 この省令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日
から施行する。
(貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の
行為は、この省令による改正後の省令 (以下「新令」という。) の規定の適用については、新令
の相当規定によつしたものとみなす。

附 則 (平成一八年七月一四日国土交通省令第八四号) 抄

(施行期日) この省令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日
から施行する。

第一条 この省令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日
から施行する。
(貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の貨物自動車運送事業法施
行規則第二号様式による証明書は、この省令による改正後の貨物自動車運送事業法施行規則第二
号様式による証明書とみなす。

附 則 (平成一八年八月三〇日国土交通省令第八四号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年一一月二日国土交通省令第九七号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

1 附 則 (平成二二年四月二八日国土交通省令第三〇号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月一八日国土交通省令第二二号)

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則 (令和元年八月一八日国土交通省令第二七号)

この省令は、令和元年十一月一日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号) 抄

(施行期日) この省令は、令和二年一月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三一日国土交通省令第三二号) 抄

(施行期日) この省令は、令和五年一月一日から施行する。

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。
(施行期日) 附 則 (令和六年一月一九日国土交通省令第二号) 抄

(施行期日) この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基
本法等の一部を改正する法律の施行の日 (令和六年四月一日) から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日国土交通省令第二六号) 抄

(施行期日) この省令は、令和六年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。
(施行期日) 附 則 (令和六年三月二九日国土交通省令第二六号) 抄

(施行期日) この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基
本法等の一部を改正する法律の施行の日 (令和六年四月一日) から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日国土交通省令第二六号) 抄

(施行期日) この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別記様式（第37条関係）

(表)

	8センチメートル	第一号
貨物自動車運送事業法第39条第1号及び第2号の規定による 業務に從事する適正化事業指導員の身分証明書		
←3センチメートル→	氏　名	年　月　日生
写		年　月　日交付
真		
○○運輸局長指定 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関　印 名　称		

(裏)

貨物自動車運送事業法抜すい
第39条 地方実施機関は、その区域において、次に掲げる事業（以下「地方適正化事業」という。）を行うものとする。 (1) 輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に関する一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者（以下「貨物自動車運送事業者」という。）に対する指導を行うこと。 (2) 貨物自動車運送事業者（特定第二種貨物利用運送事業者を含む。）以外の者の貨物自動車運送事業を經營する行為の防止を図るために啓発活動を行うこと。
貨物自動車運送事業法施行規則抜すい
第37条 3 適正化事業指導員は、適正化事業指導業務を行うに当たっては、前項の証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。